

令和8年度版

入園のしおり



豊田市立渡刈こども園

豊田市渡刈町3-98

TEL (0565) 28-8300

FAX (0565) 28-9476

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・保育目標	-----	P. 1
3 保育時間	-----	P. 2
4 一日の保育内容	-----	P. 3
5 食事とおやつ	-----	P. 3
6 行事について	-----	P. 7
7 健康管理	-----	P. 8
8 家庭の協力	-----	P. 12
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 15
10 保育料等	-----	P. 16
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 23
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 24
13 その他の取組	-----	P. 25
14 乳児の生活と入園までの諸準備	-----	P. 27
15 幼児の生活と入園までの諸準備	-----	P. 31

こども園等一覧表

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮できるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本等を示し援助する
- ・ 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

● 渡刈こども園のめざすこども像

本園の保育目標

こどもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、心身共に調和的な発達を図り「豊かな人間形成」と「生きる力」の基礎を育成することを保育の基本とし、その実現のために次の目標を定める。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ○ 心豊かなとがりっ子 | ・ 友達のことを思いやる優しい子 |
| ○ 健康で活力あるとがりっ子 | ・ 自然や身近な環境にかかわり感動する子 |
| ○ よく考えるとがりっ子 | ・ 身の回りのことを進んでできる子 |
| | ・ 全身を動かし進んで遊びに取り組む子 |
| | ・ 試したり考えたりして遊ぶことを楽しむ子 |
| | ・ 感じたことや考えたことを様々な表現できる子 |

3 保育時間

基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、末巻のこども園等一覧で御確認ください。渡刈こども園の保育時間は午前7時30分から午後7時までです。

◇早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育について

*決められた保育時間を守りましょう。

申請時間は園への到着時間ではありません。持ち物の整理をしてお子さんと降園する時間です。余裕をもった迎えを心掛け、仕事が早く終わられた場合も寄り道したり一度帰宅したりせず、お子さんを迎えに来てください。申請時間にはお子さんと保育室を出られるようにお願いします。

*変更があった時は、必ず連絡しましょう。

コドモンアプリに入力した迎え予定者が変更になる場合は、必ず当初の迎え予定者がアプリにて変更入力、又は電話連絡をしてください。お子さんの安全確保のため、連絡がない場合は引渡しできません。

*仕事の勤務先が変わった時は、必ず連絡しましょう。

就労証明書の提出と、早朝保育等及び春季休業保育等申請書の変更が必要です。

*時間に余裕をもって登園しましょう。

急いでいると、離れ際が不安定になります。乳児は毎朝、検温、持ち物の整理等があります。それらの時間を見込んで登園するようにしましょう。

*家庭からの連絡方法

早朝保育者に声をかけ、メモに書いて渡していただくかアプリに入力していただけるとしっかり伝わります。

*** 降園時には保育担当者と挨拶をして速やかに帰りましょう。**

人数把握のため必ず挨拶をし忘れ物がないか親子で確認して降園してください。
また、保育を継続し行っています。保護者の方を見て、他の子ども達が不安になったり、保育者の目が離れ危険につながったりします。**速やかに降園してください。**

なお、**暗い中や延長保育中、年齢に適していない遊具で遊ぶことは危険です。遊ばずに降園しましょう。**

4 一日の保育内容

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
お や つ 遊び、生活	9：00 10：00	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
昼 食 昼 寝	11：00 12：00	昼 食
	13：00	遊び、自発的な活動 昼寝 3歳児（4月～1月予定） 4歳児（夏季休業保育のみ） 5歳児（夏季休業保育のみ）
お や つ	14：00	
降 園	15：00 19：00	降 園

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分を保育支援アプリ（コドモン）で配信します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てたりします。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等の時は、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。
その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。**(乳児は弁当持参日はありません)**
- **アレルギー児のおかわりは、誤食の危険があるため、行いません。御了承ください。**
- 家庭の都合で遅れて登園する時、給食の提供が難しくなる場合があります。遅れる時は、必ず園に電話を入れてください。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

- ◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

- ◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

- ◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

- ◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

- ◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。
- ◆原則、園で除去食、代替食を提供します。
- ◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

- ◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。
- ◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。
- ◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。
 - ・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。
 - ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。
- ◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。
- ◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましよう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。保護者参加行事には●印がついています。

月	行事名
4月	●入園・進級式【10】 ならし保育【10～16】 お茶摘み体験(5歳児)【20】 こいのぼり運動会【24】
5月	●保育参加・クラス懇談会(5歳児) ぞう組【13】 ●保育参加・クラス懇談会(4歳児) こあら組【14】 ぱんだ組【15】 ボールクリニック(5歳児)【20】 さつま芋苗差し(5歳児)【未定】 ●乳児クラス懇談会 ひよこ1【27】 ひよこ2【28】 内科健診・歯科健診・視力検査(5歳児のみ)【未定】
6月	●保育参加・クラス懇談会(3歳児) りす組【4】 うさぎ組【5】 プール開き【11】 防サイ君【29】
7月	七夕会【7】 夏祭り会【16】 プール納め【17】 ●希望個別懇談(幼児) 5歳児【8～14】 3, 4歳児【8～10】
10月	園内運動会(幼児)【7】 ●運動会(幼児)【16】 六所山野外体験学習(5歳児)【13】 さつま芋堀り(5歳児)【未定】 内科健診・視力検査(4歳児のみ)【未定】
11月	秋の遠足(幼児)【5】 園小交流(5歳児)【10】 園内発表会(幼児)【26】
12月	☆祖父母発表会(幼児)【1】 ●生活発表会(幼児)【4】 交通安全講習会(5歳児)【11】 鏡餅作り【17】 お楽しみ会【22】
1月	新年を祝う会【7】 鏡開き【8】 ●個別懇談会(5歳児)【13～21】 希望個別懇談(乳児・3, 4歳児)【13～18】 ●保育参加(3歳児)【26】
2月	豆まき【3】 ●保育参加(4, 5歳児) 4歳児【4】 5歳児【5】 ●入園説明会(在2歳児・新入園児)【18】 おこしもの作り(5歳児)【26】
3月	ひな祭り会【3】 なかよし会【10】 ●卒園式(5歳児)【23】
その他	不審者侵入時避難訓練 他園交流(5歳児)
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練・絵本ボランティア読み聞かせ

※あくまで予定です。変更する場合がありますので御承知ください。また、行事の詳しい内容は、コドモンにて配信でお知らせします。御協力をお願いします。

※行事に参加される際、保護者の方のスリッパ・靴を入れる袋は各自で御用意ください。

※感染症等の状況により期日間近でも安全のため、行事は変更・中止になる場合があります。御理解御協力をお願いします。

※園内での保育中の子どもの写真撮影はできません。(入園進級式、運動会、生活発表会、音楽発表会、卒園式は可)

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。爪の確認日を定期的に決めましょう。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある、からだの調子が悪い等、いつもと異なる体調の場合は早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 園で体調が悪くになったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。また、けが、熱性けいれん等緊急時、救急車を要請する場合があります。御了承ください。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(5) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。

また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

特に乳児は、受診時に園に通っていることを医師に伝え、登園してもよいか確認してください。幼児、乳児とも、集団での生活ですので、必ず受診をお願いします。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態等、小さな変化に気を配りましょう。

(6) 薬の使用について

園では、原則こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・ 保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施してください。
- ・ 受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能なかを相談してください。
- ・ 上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・ 医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。
- ・ リップクリームやブレスレット型の虫除け、虫除けパッチ、ウイルス対策用品等、身に着ける物は紛失や落ちて誤食の可能性もあります。御遠慮ください。病院で気管支拡張テープを処方され、貼ってくる場合は必ず保育者にお伝えください。

(7) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

参考

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町 1 丁目 58 番地 1 Tel43-5082
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(8) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(9) 感染症について

- ① こどもや家族が感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則 18 条・19 条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、市で負担します。

○豊田加茂医師会加盟医療機関(豊田加茂医師会ホームページ)

医療機関については、以下のアドレスまたはQRコードから確認してください。

<https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/>

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります)



- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、**クラス等に対して登園自粛の措置をとることもあります**ので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R7.10時点)

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	ほっしん 発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	しかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにして下さい。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで

※その他の感染症(伝染性紅斑(りんご病)、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等)についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。**また、歩く時は必ず手をつなぎましょう。**
登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。
- ③ 門扉は、保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に電話、コドモンアプリへの入力、または口頭で連絡してください。
- ⑤ 欠席する時は当日9時まで、長期欠席後登園する時は事前に電話、コドモンアプリへの入力、または口頭で連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
 - 車中に子どもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などはコドモンにて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について（親がまず自らよいお手本を示すようにしましょう）

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
*まずは家族であいさつをしましょう。コミュニケーションの入り口です。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう。(交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止)
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、災害等の発生が予測される場合です。

(4) こども園と家庭との連絡

★園から家庭への連絡はコドモンにて配信します。

- ・行事予定はコドモンのカレンダーに入力します。
- ・連絡・お知らせ・お願い・行事案内は随時配信します。
- ・保育内容やこどもの園内活動の様子は、写真を配信しお知らせします。

★必要に応じて文書、掲示にて連絡する場合があります。たより以外での連絡は、乳児は保育室入口、保育室内のホワイトボード、幼児は正面玄関の掲示板でお知らせします。確認してください。

★持ち物、手紙などの持ち帰りは基本金曜日としています。緊急連絡がある時はプリント物を配布することもありますので、毎日カバンの中をお確かめください。

★保護者の方からの意見箱「渡刈こども園ポスト」が玄関左側靴箱上にあります。御利用ください。

★体調変化に対応するために

- ・体調が悪い時は、コドモン入力又は口頭で必ず登園時に知らせてください。
- ・園からの連絡は、引き渡しカード記載の順で連絡します。
- ・勤務先を離れる時や他の所へ出かける時、また引き渡しカードの順と異なる時は、朝申し出て、**いつでもすぐに連絡が取れるようにしてください。**また、勤務先には連絡が入ることを知らせてください。

・・・汚れ物の対応方法・・・

●園での汚れ物への対応方法●

保育者は、ノロウイルス等による感染症胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

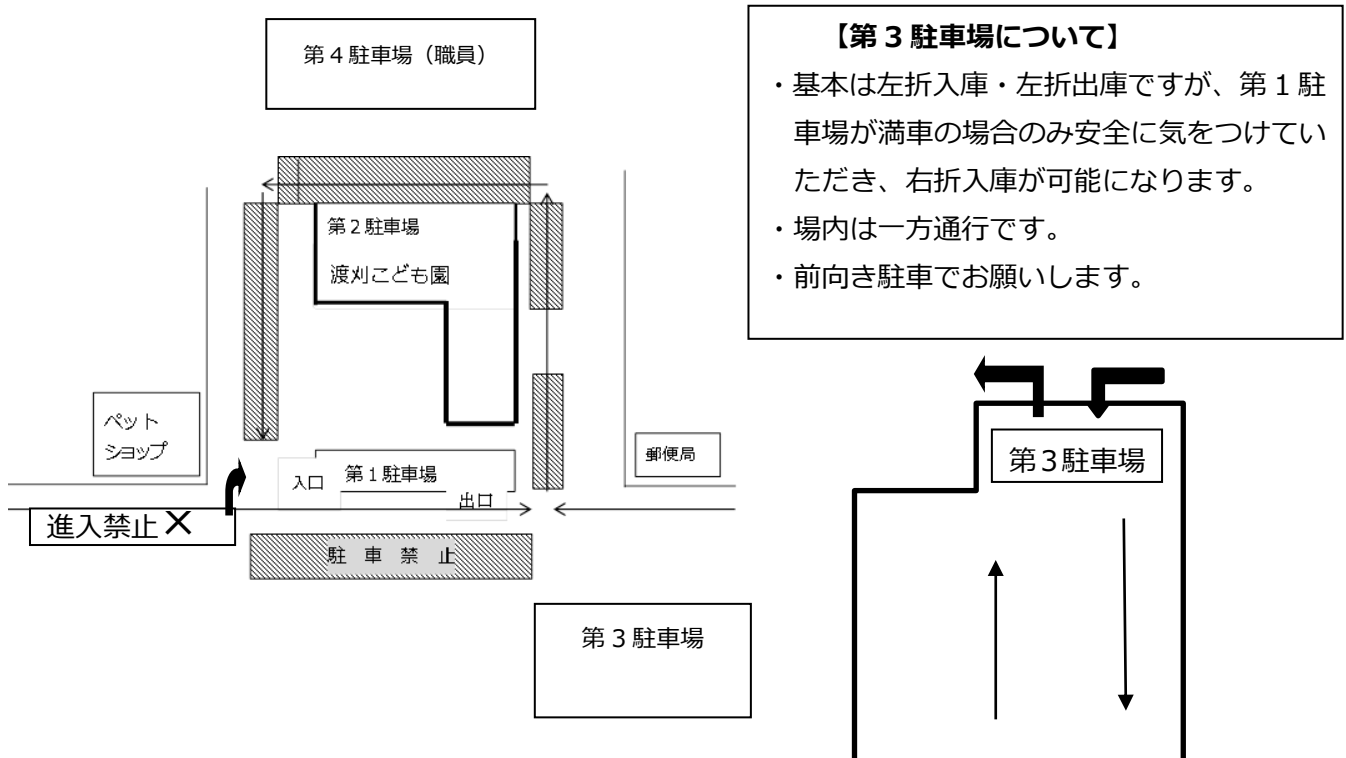
園で衣服等が尿や便、血液やおう吐物で汚れた際は、保育者の着衣や周囲にウイルス等の広がりを最小限にとどめ、二次感染を防止するため、洗わずにお返ししますので、御了承ください。

●家庭での汚れ物への対応方法●

- ・窓を開け、十分に換気してください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用します。または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、塩素系の消毒液は色落ちしますので、消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・片付け時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

(5) 駐車場について 下図参照

- ・第1駐車場への入り方は矢印のように郵便局側から入り、園舎を回ってきてください。**早朝延長土曜保育時も守ってください。送迎される御家族の方にもお伝えください。**
- ・園舎北側の家庭は小学校通学団集合場所です。駐車場の出入り、園周辺の道路の走行は**必ず徐行運転をし周囲をよく見て**通行してください。近隣の方の御迷惑とならないようにし、園内での悲しい事故が起きないようにしましょう。
- ・行事の場合、第3駐車場は縦列駐車となる場合もあります。
- ・**駐車場からの行き来は必ず親子で手をつなぎ、お子さんの飛び出しを防ぎましょう。**
- ・**駐車場で子ども達から目が離れると危険です。保護者同士で話すことはやめましょう。**



(6) その他

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡等)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時まで、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ③保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはしおりの最終ページのこども園等一覧を参照してください。
【D】土曜日保育時間	

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による		延長保育時間【C】 月額			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600 円（正午までの園は 800 円）		(16:00 まで) 1,000 円			
月額 1,000 円			→	(17:00 まで) 2,000 円		
←			→ →	(18:00 まで) 3,000 円		
			→ → →	(19:00 まで) 4,000 円		
			→ → → →			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があります。実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園に問合せしてください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	0円
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】 早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園に問合せしてください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族及び高校生以上の兄弟のうち、 最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
 多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

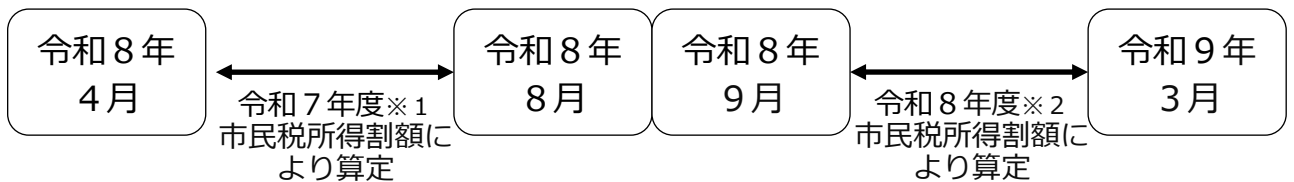
生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子以降	D01 以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和8年度市民税所得割額とは令和7年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

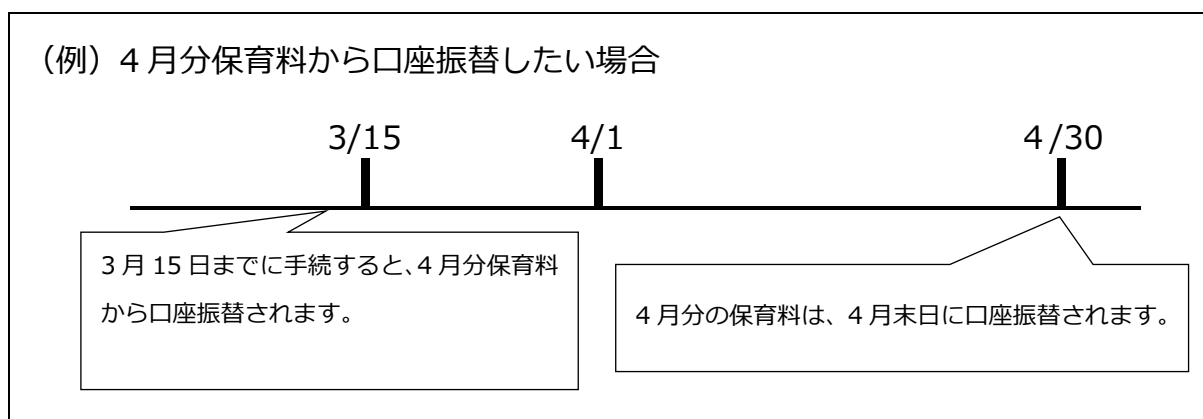
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へ問合せしてください。

令和 8 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。

(再振替は対象月毎に 1 回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

（１）利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

（２）提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

（３）申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

（４）春休み及び夏休み期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に確認してください。

（５）その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

給食費等その他費用（保育料以外にかかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途、園から指示があります。

（１）給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

(2) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。

・共済掛金（保護者負担額） 年額 240 円です。

※給食費、諸費の納入方法：キャッシュレスサービス（エンペイ）又は、コンビニ納付

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払いがなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払いには、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等6園除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり 美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育 事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリー・サポート・センター事 業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月60時間以上の労働が必要）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学、通園・通学の付き添い、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月1.13万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月1.63万円まで。

※4 月2.57万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月3.7万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月4.2万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続きについて

【具体的な手続きの例】

状況	教育・保育給付 変更申請書 認定	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月经過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後2か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等 の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の主な送迎者は、就 労証明書を事業所に証明してもらう必 要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続きが必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園幼児を除く）

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。

・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季保育、夏季保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更等を行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。幼児のみです。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

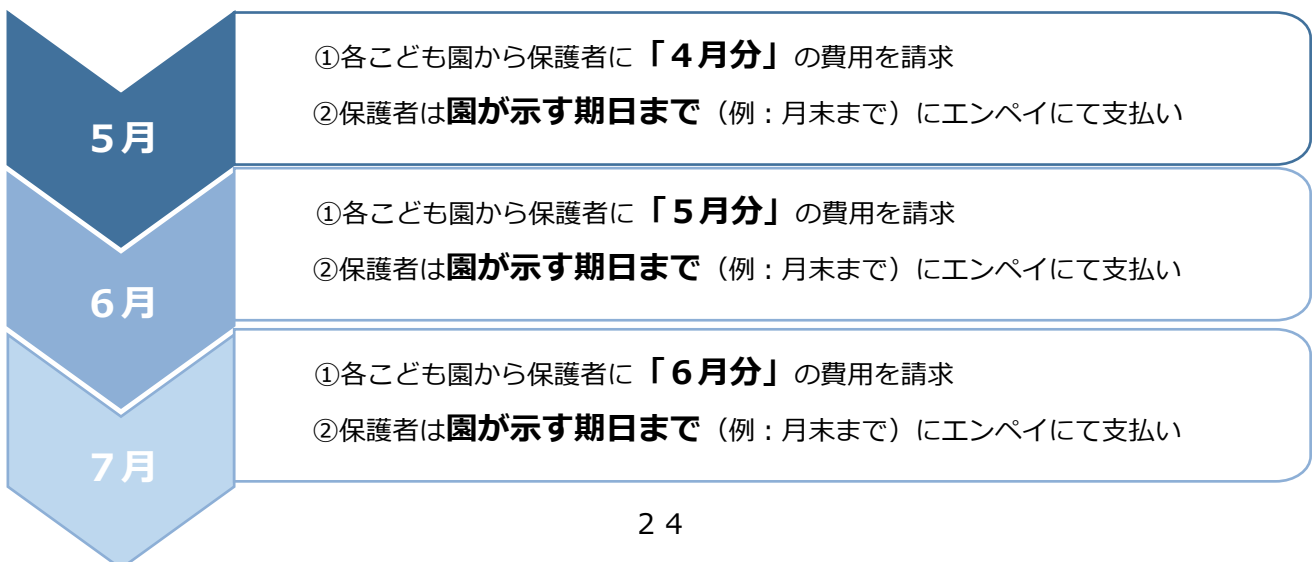
※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費(誕生絵本代等)、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

※支払い方法を記載したマニュアルは、コドモンにて配信します。

〈支払の流れ〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和7年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました」と、お声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。
※4月より利用希望の方はできれば2月末までに登録をお願いします。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

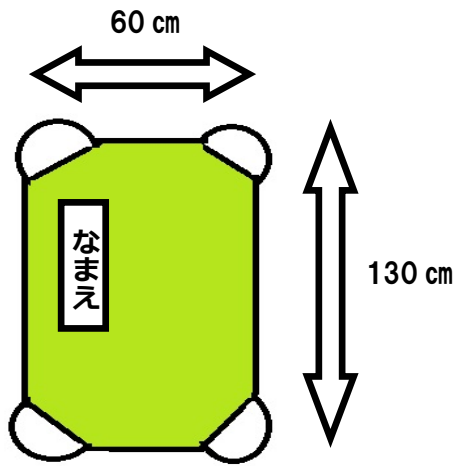
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 等>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)

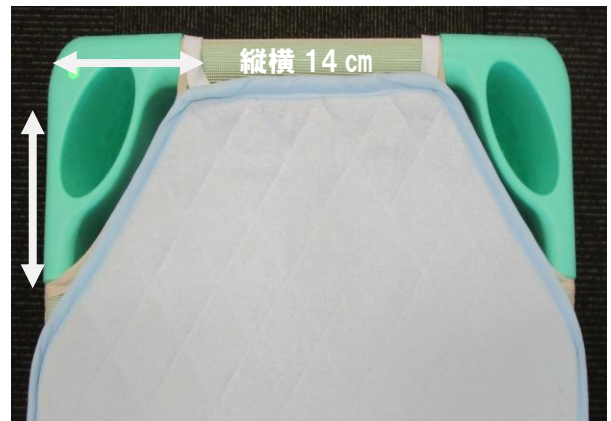


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布 (タオル地、キルティング地等)
 - (防水のものが望ましいです。おねしょシートも可)**
 - * ゴム 4 本 (目安: 横 2~3 cm×長さ 35 cmほど)
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シートの左又は右上に大きく名前を付けてください

【作成する例】



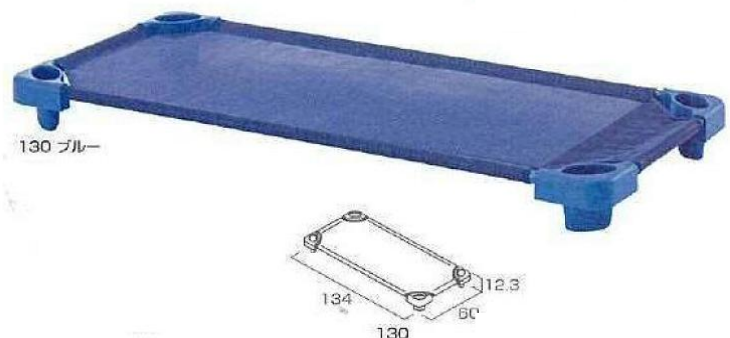
【市販品の例】



- 掛布団に代わるもの
(夏) タオルケット (冬) 毛布
季節によって使い分けてください。
- シート入れ袋
各自、自由とします。

(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シートや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ
【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



・ 1 4 乳児の生活と入園までの諸準備

※御家庭で検温を済ませ、体温と体調をコドモンに入力してから登園してください。

※9時までにコドモンアプリに欠席連絡や迎えの時間や迎えに来る方が初期登録と変更がある場合は『迎え時間と迎えに来る人1名(母、祖母等)』を申請します。

●登園時

(1) 乳児室前廊下に設置してある受付端末にて打刻をします

- ・ 毎日の人数把握や災害時人数確認をしますので、必ず登園時には打刻をお願いします。
- ※コドモン端末にお子さんは触れずに保護者の方で行うようにしましょう。

(2) 親子で手洗いをしてから部屋に入ります

- ・ 抵抗力の弱い乳児なので、外部からの雑菌を持ち込まないようにするために行います。
- ・ 登園したら乳児室入口の手洗い場で親子とも石鹸で手洗いをし、保護者の方のハンカチでお子さんの手も拭いてください。

(3) 持ち物の整理をします

- ・ 持ち物を所定の場に入れ、かごに汚れ物を入れる袋をつけます。着替えやおむつ、ビニール袋など、足りないものの補充をします。
- ・ お子さんの背中に名札をつけます。
- ・ お尻敷きマットを各自の場所にしまいます。
- ・ 週の始めの登園時は、昼寝コットンカバー、毛布やタオルケットを布団庫に入れます。

(4) おむつ交換またはトイレに行く

- ・ 保育者に預ける前におむつに排泄がないか確認し、交換またはトイレで排泄をしましょ
う。

(5) 検温と爪の長さチェックをします

<体温について>

- ・ 平常体温…健康な時の最高と最低の体温をみて、その幅の体温をいいます。
- ・ 警告体温…平常体温の最高体温から5分増の体温をいいます。
登園時、警告体温を超えていた場合は、家庭保育のお願いをさせていただきます場合があります。
- ・ 降園体温…警告体温より、さらに5分高い体温をいいます。
降園体温の場合は、園から連絡しますのでお迎えをお願いします。

※降園体温は前月の体温に応じて変動します。(平熱よりも著しく低い場合は、測り直しをお願いします)

※体温だけでなく、嘔吐や下痢がある場合や普段と明らかに様子が違う時は連絡を入れさせていただきます。

★検温の仕方

- 1 体温計を脇の下の真ん中にしっかりつけて測ります。
- 2 検温表に体温と体調チェックを記入し、**成長ノート、検温表、体温計を保育者に見せます。**お子さんの視診もさせていただきます
※体温計の取り扱いは保護者の方で行ってください。
お子さんには持たせないでください。
- 3 休み中の様子や、保護者の方から見ていつもと変わった様子が見られる時は、受け入れの保育者に伝えてください。

★爪の長さチェックについて

- ・ 乳児の爪は薄くてはがれやすく、伸びていると折れやすく、友達に当たったりひっかいたりすると傷になってしまいます。爪の長さを毎朝確認し、短く切りましょう。

(6) 検温表と体温計を元の位置に返し、成長ノートを所定の場におきます。

●降園時

- (1) 乳児室前廊下に設置してある受付端末にて打刻をします
- (2) 登園と同じ手順で手洗いをします
- (3) 汚れ物は持ち帰ります（使用したおむつは園で処分します）
 - ・降園時には汚れ物を入れる袋ごと持ち帰ってください
 - ・尿や便、血液や嘔吐物で汚れた衣類は洗わずにお返しします。(P13参照)
- (4) 衣服やおむつ（パンツ）の不足分を確認します
 - ・ロッカーの中身を毎日確認し、足りない物は翌朝補充してください。
- (5) お尻敷き入れの洗浄をします（毎日してください）
 - ①お尻敷きマット入れを浴槽まで持っていき、水道の水で内側、外側を洗い流す。
 - ②水洗いしたお尻敷きマット入れを雑巾で拭き、各自の場に戻す。
 - ③終わった雑巾は水で洗い、蛇口横の雑巾かけにかける。

※手荒れ等気になる方は各自で手袋を用意してください。使用後はおむつ用ごみ箱に捨てていただいても結構です。

- (6) 成長ノート、靴下や帽子を持ち帰ります
- (7) 保育者に挨拶してから帰りましょう

●週末

昼寝用品を持ち帰り、日光消毒や洗濯、靴や帽子を洗いましょう。

※週末欠席された方は、持ち物を園まで取りに来ていただくか、月曜日に洗濯をしてあるものを持ってきて、取り替えてください。

【おむつ・トレーニングパンツ・パンツの整理について】

- ・おしっこや大便で汚れた衣服やパンツは番号のついたバケツに入れておきます。降園時に成長ノートに番号のついたクリップをつけますので、同じ番号のバケツに入った衣服を持ち帰ってください。その際バケツの消毒をしていただきます。(消毒方法はトイレの壁に掲示してあります。確認しながら行ってください)嘔吐下痢の場合は密閉容器に入れておきますので、バケツごと持ち帰り、ご家庭で消毒を行ってください。(P13参照)

【成長ノートについて】

- ・乳児は日によって心身の状態に変化の見られることがあります。園と家庭との連携を密にし、お子さんが機嫌よく、安心して園生活が送れるように毎日記入をお願いします。
- ・家での様子（食欲、機嫌、様子など）や連絡などを家庭で記入してください。食事の欄は未記入だと食べていないのか、記入漏れなのかわからないので、食べていない時はそのように記入してください。(量も記入してください)

【0・1歳児用食品確認リストについて】

- ・園で初めて食べることを避けるために家庭において園で提供する量程度、もしくはそれ以上の量を食べていただき、体調に異常がないか確認した上でその食物を食べることが理想的です。そのため、0・1歳児は食品確認リストがあり、入園時に保護者の方に記入していただきます。未摂取の食材が含まれるメニューは提供できません。入園までに可能であれば2回以上、食品確認リスト記載の食材を食べてきてください。
- ・入園後も定期的に確認していただき、食べたものは確認リストに書き加えていただきます。保育室のホワイトボードにメニューも掲示していますので、必ず保護者の方で毎日確認していただき、未摂取の食材が入っている場合は担任へ申し出てください。

【その他】


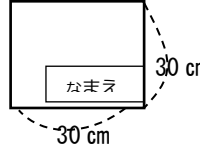
- ・園に必要なもの(玩具、飲食物等)は持ってこないようにしてください。
- ・髪の毛の長い子は不衛生にならないよう縛ってください。必要なもの以外のゴム、ピン、カチューシャ等を持って来たり身につけたりしないようにしましょう。
- ・髪の毛を縛るゴムはシリコン性の細いゴムだと切れたり落ちたりします。飾りのついたゴムも、こどもが口に入れてしまう可能性があるのやめてください。

【服装と持ち物、入園までに用意するもの】

○服装…動きやすく、脱ぎ着がしやすい 体のサイズに合った衣服を着用してください。 フード付きの服はやめてください。
○靴 …足に合ったサイズの履きやすく動きやすい運動靴にしてください。
○帽子…支援センターに来るこども達と見分けがつくように、 <u>クラスカラー帽子をかぶります。</u> <u>金沢屋洋品店（豊田市西町3丁目23-1 電話 32-0308 営業時間9:30~18:30 火曜定休）で、各自購入していただきます。（ローズ色・裏は黄色）</u>

●着替えなどについてのお願い

- ・月齢や個人差がありますので、お子さんに応じて着替えの量を調節し、不足しないように準備してください。
- ・おむつサブスクを利用していない方でおむつの貸し出しをした場合は、同じサイズのおむつを名前を書かずに返却していただきます。下着類は貸し出ししません。新品を貸し出しますので後日新品の物を返却してください。サイズは同じサイズの物をお願いします。
- ・タンズの中は整理して入れ、季節毎に衣服の入れ替えをしてください。
- ・どの持ち物にも必ず大きくはっきりと記名をしてください。兄弟の物を使用する場合も**必ず本人の名前を書いてください。**

	用品名	説明	一日に使用する数	予備用(タンズの中)
保育室	食事用エプロン	・タオルを半分に折り、ゴムが通る幅に縫いゴムを通します。服が汚れないようへそ辺りの長さにしてください。ゴムは首に合わせ 伸びたら交換してください。 ・右下に大きく記名をしてください。 ・両端は縫っても縫わなくても良いです。 	2枚	2枚
	おしぼり	・縦・横30cm。濡らして使うため タオル地(綿素材)の物 をお願いします。 ・右下に大きくはっきりと記名をしてください。 	3枚 延長保育児+1枚	4枚
	下着	・汗を吸いやすい物で、股にボタンのあるものではなく、 <u>腰までの長さの物が良いです。</u>		2枚
	Tシャツ トレーナー	・袖口は、ボタンよりゴムのものが良いです。 ・フード付の物は危険ですのでやめてください。		3枚
	ズボン	・着脱しやすいよう、つなぎの物や、股にボタンがある物は避け、 ウエストはゴムの物にしてください。		3枚
	靴下	・靴下を履いていると滑りやすいので、室内では履きません。(基本的には一年間、素足で過ごします) ・戸外遊びなど靴を履く時は、靴下を履きます。 (記名をはっきりお願いします)		1足

	体拭きタオル	・体を洗った時に使用します。 フェイスタオル(25×75cm) を入れたビニール袋に名前、「体用」と記入して保育室の引き出しに入れておいてください。		1枚
	汚れ物を入れる袋(2種類)	① 使用したエプロンやおしぼりを入れます。持ち手のあるビニール袋(スーパーの袋)やナイロン製のエコバック可。お子さんが入れやすいようカゴを覆えるもの(縦30cm×横40cm以上) ② 戶外遊びや食事などで汚れた衣服を入れます。(縦30cm×横40cm程度)①②ともに1枚ずつに記名をしてください。	① 1枚 ② 必要に応じて	① ② 複数枚を保育室の引き出しに入れます
トイレ	パンツ	・こどもの状態に応じて用意してください。	必要に応じて	パンツ 3枚
	トレーニングパンツ			トレーニングパンツ 5枚
	紙おむつ ※サブスク利用者以外	・回収時の個人情報保護のため名前はおむつの前面の見える所に書いてください。 ・登園時に履いてくるおむつも前面に記名してください。	必要に応じて	10枚
	お尻拭き ※サブスク利用者以外	・お尻拭き用の蓋をつけたものを用意してください。 ・少なくなってきたら補充してください。 ・蓋とお尻拭き両方に記名してください。		1袋
	ビニール袋(2種類)	① 排便時おむつを入れます。(縦30cm×横20cm) ② 嘔吐や排便、尿等で、汚れた衣服、布団等を入れます。(縦30cm×横40cm程度) ※Lサイズ以上 推奨		各 10枚以上
	お尻敷きマット	・パンツやおむつを履く時に台に敷きます。 ・キルティング地で作るか、厚めのハンドタオルに『おしり』とはっきり書いて用意してください ・表面の右下に記名をしてください。 	1枚	2枚
昼寝用品	・コットカバー(シーツ) ・タオルケット、毛布など	・持ち物はP.25.26を参照してください。 ・名前が分かるようにコットカバー、シーツなどの右か左上にも名前をつけてください。 ・季節に合わせ、毛布やタオルケットを用意してください。収納スペースが限られていますので厚手や大きすぎるものは避けてください。 ・持ち運びのための袋は、置いたままにせず持ち帰ってください。		
その他	雑布 4枚	 ※名前は書かないでください。掃除や感染症対策の消毒などに使用します。御協力お願いします。		
	腋下体温計	・登園時や体調の悪い時などに計測します。園に一本置いておきます。 ・脇で正確に測れる物(実測計)にしてください。		
	帽子	・黄色面の名前記入欄に名前(フルネーム)をマジックで書いてください。 ・帽子のたれにも必ず名前を書いてください。目印として小さめのワッペンをつけると自分のものと分かりやすくなります。		
	名札	・公費で購入し貸し出します。乳児の間は同じ名札を使用します。破損や紛失した場合は個人で購入していただきます。 ・名札入れに入れて園保管しますので、毎日保護者の方で登降園時につけ外しをしてください。		
	成長ノート のファイル	・A4サイズで2つ穴リングのファイルを用意し、表紙の右下に記名してください。		

15 幼児の生活と入園までの諸準備

※御家庭で検温を済ませ、体温と体調をコドモンに入力してから登園してください。

- ・9時までにコドモンアプリに欠席連絡や迎えの時間や迎えに来る方が初期登録と変更がある場合は『迎え時間と迎えに来る人1名(母、祖母等)』を申請します。

●登園時

(1) 幼児玄関右側に設置してある受付端末にて打刻をします

- ・毎日の人数把握や災害時人数確認をしますので、必ず登園時に打刻をお願いします。

(2) 9時までに登園しましょう

- ・朝、十分保育者や友だちと遊べると一日安定して生活できます。
- ・お子さんの急病や災害時などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。外出される時や勤務先を離れる時は、すぐに連絡がとれるようにしてください。

(3) 身支度をします

- ・各保育室で保育者が受入れますので、保育室までお子さんを連れてきてください。お子さんの様子、年齢、時期によって変更する時は、その都度お知らせします。
- ・入園当初は保護者の方と一緒にしますが、徐々に自分でできるようにします。

●降園時

(1) 幼児玄関右側に設置してある受付端末にて打刻をします

(2) 15時降園では**3歳児は各保育室から、4,5歳児は玄関から**の降園となります。

- ・14:45に迎えをお願いします。持ち物は、自分で持ち帰るようにしましょう。
- ・延長保育児の帰り支度は、こども達が自分で支度をし、自分で持ち帰れるようにしていきたいと思います。戸外で遊んでいる時は、一緒に室内に入り、支度をしましょう。忘れ物があっても園から連絡はしません。

(3) 汚れものについて

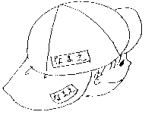
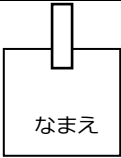
- ・おしっこや大便で汚れた衣服やパンツは番号のついたケースに入れておきます。降園時に通園かばんに番号のついたクリップをつけますので、同じ番号のケースに入った衣服を持ち帰ってください。(中身を確認し間違えないようお願いします) その際ケースの消毒をしていただきます。ぞうきん、消毒液は園で用意しておきます。手袋は衛生上、保護者の方の共用ができませんので、必要な方は各自用意し使用後はごみ箱に捨てていただいても結構です。

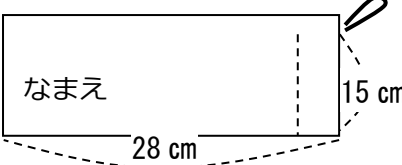
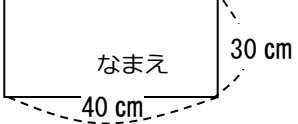

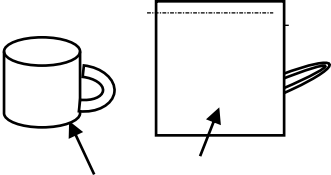
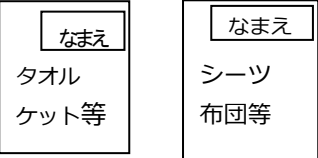

【服装と持ち物、入園までに用意するもの】

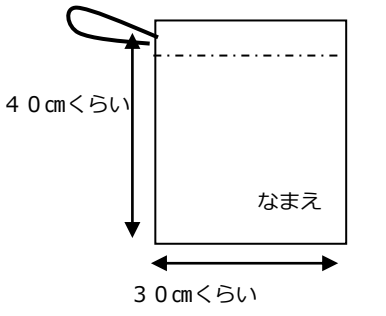
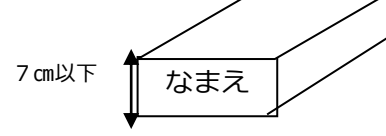




- 服装…左胸に名札をつけます。登園時玄関前でつけて、降園時はずします。
汚れても良い、自分で着脱できる物をお願いします。**フードつきの服はやめてください。**
- 靴 …足に合ったサイズの履きやすく動きやすい運動靴にしてください。
- 帽子…クラスカラー帽子をかぶります。**各自、店(金沢屋洋品店)で購入となります。**
- 着替え用衣類…ビニール袋と共に着替え袋に入れて保育室に置いておきます。
- 水筒…年間使用します。肩に掛けられる物で、衛生上、**コップに注いで飲む物**をお願いします。お子さんが扱いやすい大きさの物をお願いします。

●着替えや持ち物についてのお願い

- ・記名は分かりやすく、見やすく、全てのものに書いてください。目印をつけると分かりやすいです。卒園まで使用しますので、組名は書かなくてもよいです。
- ・髪の毛の長い子は不衛生にならないよう髪の毛を縛ってください。必要なもの以外のゴム、ピン、カチューシャ等を持って来たり身につけたりしないようにしましょう。また、帽子をかぶる時に引っかかってしまいますので、大きな飾りのついているゴムはやめましょう。
- ・手紙、シール、カード等の園内での子ども同士のやりとりはしません。また、必要のないものは園に持ってこないようにしましょう。

<p>体操服 上下</p>	<p>・園指定のもので、運動会などで着用します。毎日の園生活の中でも活用してください。</p>	
<p>通園 カバン</p>	<p>・毎日の通園に使います。記名をしてください。 ・カバンに目印が必要な方は小さなキーホルダー類を1つ付けても結構です。光る物や音の鳴る物など玩具として遊べるもの、尖った物等は避けてください。 ・シールなどはつけないようにしてください。</p>	
<p>組帽子</p>		<p>・黄色の名前記入欄に名前(フルネーム)をマジックで書いてください。 ・帽子のたれにも必ず記名をしてください。</p>
<p>名札</p>	<p>・園保管です。毎日、保護者の方で登降園時につけ外しをお願いします。 ・公費で購入します。破損や紛失した場合は実費で購入していただきます。</p>	
<p>シューズ (上靴)</p>	<p>・名前は前とかかとの2ヶ所に書きます。 ・左右区別がつくような目印の工夫をお願いします。 ・シューズ袋に入れて持ち帰ります(毎週末)</p>	
<p>靴 (外用靴)</p>	<p>・自分で履いたり、脱いだりがスムーズにでき、運動に適した靴をご用意ください。(ブーツ、ハイカット、サンダルは禁止) ・ひも靴は危険なこともありますので適しません。</p>	
<p>ハンカチ ティッシュ</p>		<p>・ハンカチは吸湿性の良い物を持たせてください。 ・毎日、必ず清潔なものをポケットに入れてください。 ・ポケット用ティッシュは、落ちないように、ティッシュケースなどに入れてください。 ・ポケットがない場合はポシェットに入れる等いつも持っていられる工夫をしてください。</p>
<p>雨具、防 寒着類</p>	<p>・傘は自分で巻いて留められるものを使い、扱い方も教えてあげてください。保護者の方で持ち帰ってください。 ・防寒具類は、フードのついていないもの、薄手の物をお願いします。手袋等については、時期になりましたらお知らせします。</p>	
<p>シューズ 袋</p>		<p>・キルティングなど丈夫な布。 ・サイズはシューズが入る大きさ。 ・お子さんが自分で出し入れしやすいようにゆったりと作ってください。</p>
<p>手提げ袋</p>		<p>・キルティングの布が適しています。 ・目印にアップリケ、刺繍等をする、自分の物が分かりやすいです。 ・絵本、着替え、手紙ファイル等通園カバンに入らない物を入れます。</p>

給食袋		<ul style="list-style-type: none"> ・薄手の布(キルティングの布は扱いにくいです) ・ゴムひもでなく布ひもをお願いします。 ・ナフキン、箸セット、給食用手拭きミニタオルを入れます。 ・自分で出し入れしやすいように、ゆとりがあると扱いやすいです。
箸セット		<ul style="list-style-type: none"> ・箸は1本ずつ、消えないように記名してください。 ・名前を目打ち等で彫ると消えにくいです。 ・毎日洗って清潔なものを給食袋に入れてください。(箸の大きさは変わりますが、中学生まで使用します)
ナフキン		<ul style="list-style-type: none"> ・給食時に食器の下に敷いて使用します。市販の物は大きさに合わせて縫ってください。 ・毎日、洗った清潔なものを給食袋に入れてください。毎日取り換えるため、2～3枚あるとよいです。
給食用手拭きタオル		<ul style="list-style-type: none"> ・給食時に使います。ミニハンドタオル(18 cm×18 cm)くらいの大きさ。 ・毎日、洗った清潔なものを給食袋に入れてください。
コップとコップ袋		<ul style="list-style-type: none"> ・うがい、牛乳・お茶を飲む時に使用します。 ・プラスチック製の持ち手がついた物。(高さ7cmまで)高さがあるものや水分やラメ入りのコップは使いません。 ・毎日持ち帰ります。必ず洗って持たせてください。袋のサイズは、コップが入る大きさ。 ・自分で出し入れしやすいように、薄手の生地でコップの大きさよりゆとりがあると扱いやすいです。
昼寝用品	<p>(3歳児) 昼寝ベッド使用 持ち物は p.25・26 参照</p> <p>(4, 5歳児) (敷用) シーツまたは布団、 (掛用) タオルケット等</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児は4月～1月(こどもの様子に応じて変わります)、4・5歳児は夏季休業保育のみ昼寝をします。 ・4・5歳児は重ねたござの上にシーツを敷いて寝ます。シーツまたは布団の右か左上に名前を付けてください。 ・毎週金曜日に持ち帰り、洗濯をしてください。 ・昼寝開始日に持ってきてください。 ・土曜日は4・5歳児を含め年間昼寝をします。保育を利用する方は忘れずに持ってきてください。
雑巾 3枚	 <p>※材質は吸湿性がよく、こどもの扱いやすいもので、名前は書かないでください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手作りの方は、タオルを四つ折りにして縫ってください。掃除や感染症対策の消毒などに使用します。御協力をお願いします。
リュックサック 弁当箱 敷物、 おしぼり 等		<ul style="list-style-type: none"> ・弁当日に使います。手作りのリュックでも結構です。 ・リュックのサイズは弁当・おしぼり・敷物・水筒・着替えが入る大きさです。 ・弁当を入れる袋は、こどもが自分で始末しやすい物をお願いします。※ランチクロスは扱うのが難しいため、適していません。 ・弁当日は、リュックサックに弁当・水筒・敷物・おしぼり・ゴミ用のビニール袋を入れて持ってきてください。(3歳児・延長保育児はコップも必要です)

<p>着替え衣類 着替え袋</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・園で汚れたら取り替えられるように着替えを園に置いておきます。 ・必要数(靴下、パンツ、肌着、上下服を1組、ハンカチ1枚、体拭き用のフェイスタオルを1枚、ビニール袋)を着替え袋に入れてロッカーの引き出しに入れてください。使用后、翌日には必ず補充しておいてください。<u>パンツがない時は園で用意した新品のパンツを履かせますので、1週間以内に同サイズの新品の物を返してください。</u> ・季節に合った衣類を入れておいてください。 ・汚れ物を入れるビニール袋を5枚以上用意してください。記名もしてください。おもらしをしたときは大きい袋が必要になりますので、大きめの物も入れてください。
<p>道具箱</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックでA4サイズが入るカゴを用意してください。(高さ7cm以下のカゴでお願いします) ・はさみ、クレヨン、のり、作品等を入れます。 ・ロッカーに入れた時、名前が分かるよう記名してください。
<p>自由画帳 (3・4・5歳児)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・B4サイズの無地、止めがループ状の物を用意してください。名前を書いてください。 ・無くなった場合は各自で用意をお願いします。
<p>のり (5歳児) はさみ (3・4・5歳児)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・のりは容器と蓋に記名をしてください。<u>薄い紙と、へらは使用しませんので取り出ししておいてください。</u>のりの補充は園で行います。 ・はさみとキャップに記名をしてください。 ・はさみはキャップ付きのものを用意してください。
<p>クレパス 16色 (3・4・5歳児)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・クレパスの1本ずつ、箱の蓋・底にも名前を書いてください。 ・無くなった色は、各自で補充してください。(同じものでなくてもかまいません)
<p>・水性 マーカー 12色 ・油性 マジック 8色</p>	<p>→ 4,5歳児</p> <p>→ 5歳児のみ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーカー・マジック1本ずつ、ケースの蓋・底にも名前を書いてください。 ・無くなった色は、各自で補充してください。(同じものでなくてもかまいません) ・5歳児の油性マジックは各自購入をお願いします。
<p>絵の具 5歳児のみ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・絵の具1本ずつ、筆やパレット、箱ケースの蓋・底にも名前を書いてください。 ・無くなった色は、各自で補充してください。(同じものでなくてもかまいません) ・パレットと筆付きのものを使用します。

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	キッスとよ	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	ナースハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	47	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	49	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	50	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	51	野 見	美里 5-19	80-0650	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	54	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	55	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	58	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	59	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	60	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	63	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	64	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	65	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	69	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
70	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)	
71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所	
72	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼	
75	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
76	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保	
77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保	
78	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
79	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	80	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	81	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	82	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	83	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
小原	85	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	86	道慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	88	大蔵	大蔵町本城 13-1		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	89	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	90	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	91	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	92	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	93	小渡	下切町下切 10		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	94	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	95	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保